

平成23年度小規模企業共済制度 及び経営セーフティ共済（中小 企業倒産防止共済制度）の全国 加入促進強調月間

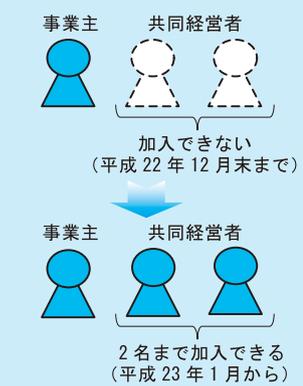
独立行政法人中小企業基盤整備機構では、「小規模企業共済制度」及び「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）」のより一層の普及と加入促進を図るため、10月と11月の2ヵ月間を「全国加入促進強調月間」と定め、全国的な加入促進運動を展開しております。各制度の概要は以下のとおりです。

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりの再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

平成23年1月から個人事業主の「共同経営者」も加入できるようになりました（個人事業主1人につき2人まで）。

共同経営者の加入のイメージ



「ゆとり」のために。

- ▽全国で約120万人の経営者が加入
- ▽掛金は全額所得控除
- ▽無理のない掛金
月額1,000円〜70,000円の範囲で自由に選択
- ▽共済金の受取りは一括・分割・併用の3タイプ
- ▽受取り時にも税制面での大きなメリット
- ▽災害時や緊急時には契約者貸付の利用が可能

◎制度の詳しい内容については「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

◎☎でのお問合せは（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室まで
(050・5541・7171)

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしものときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。」

経営セーフティ共済が新しくなります【新・安心サポート宣言】

- ▽掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
- ▽貸付条件は無担保・無保証人
- ▽掛金の積立限度額の引上げ（320万円→800万円）
- ▽掛金月額（上限）の引上げ（8万円→20万円）
- ▽掛金は損金または必要経費に
- ▽償還期間は貸付額に応じて設定
- ▽早期償還手当金の創設

◎制度の詳しい内容については「経営セーフティ共済 制度のしおり」をご覧ください。

◎☎でのお問合せは（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室まで
(050・5541・7171)

【お詫びと訂正】

①7月号4頁の記事中、事業の概要の補助事業名「連携組織活性化研究会」とあるのは「組合等新分野開拓支援事業」の誤りでした。②9月号の12頁で「子法要件一般被保険者」とあるのは「雇用保険一般被保険者」の誤りです。③10月号の①と同箇所「連携組織活性化研究会」とあるのは「青年部研究会」の誤りでした。④同じく10月号の14頁の記事中「田村松戸支店長」とあるのは、「関原松戸支店長」の誤りです。関係者の皆様にお詫びして訂正致します。

千葉県中小企業団体中央会 創立55周年記念大会及び 中小企業団体千葉県新春交流会 を下記のとおり開催します。

平成24年 1月20日（金） 14:30～

会場 ホテルニューオータニ幕張 千葉市美浜区ひび野 2-120-3

～未来へ向かって 連携組織がリードする強い地域づくり～

中央会のルーツである大日本産業組合中央会が発足（1905年・明治38年）して百有余年。おかげをもちまして本会も平成23年に、本会の前身である千葉県中小企業等協同組合中央会が発足して以来、55年の節目の年を迎えました。

県内の中小企業者・組合関係者の力を結束し、われわれ中小企業の新たな飛躍をかけて、ぜひ意義ある大会にしたいと存じます。皆様多数のご参加をお待ちしております。

◎お問合せは本会総務部まで（Tel 043-306-3281）